

在留

●資格外活動許可

留学生在アルバイトをする場合は、事前に出入国在留管理局に申請し、「資格外活動許可」を取らなければなりません。

必要書類	① 申請書 ② パスポート ③ 在留カード ④ 学生証
申請時期	・ 在留期間更新時 ・ アルバイト開始前
標準処理期間	2週間～2ヶ月
手数料	無料
申請場所	居住地の出入国在留管理局 (P.48)
許可内容	有効期間 在留期間と同じ (在留期間更新時に改めて申請すること)
	許可される アルバイトの 総時間 1週間28時間(長期休み期間中は1日8時間、1週間40時間)以内 【2021年度学年暦】 夏季休業：8月6日～9月15日まで 冬季休業：12月27日～1月10日まで 春季休業：2月9日～3月27日まで

●租税条約(所得税の免除)

アルバイトの給料は、所得税が差し引かれている場合があります。留学生の出身国によっては、日本との租税条約に基づいて所得税が免除されることがあります。詳しくは、住んでいる地域の税務署に問い合わせてください。

●証印転記

新しいパスポートに更新した場合、以前のパスポートに貼付されている資格外活動許可等の証印を新しいパスポートに転記する(移す)ことができます。出入国在留管理局で手続きをしてください。パスポートを紛失してしまった場合は、すぐに警察、領事館・大使館に届け出てください。

資格外活動に注意!

資格外活動違反は厳しい罰則があります。アルバイトをする際は十分注意してください。

- ◆資格外活動許可を取らずにアルバイトをした場合…
 - ・ もっぱらアルバイトに携わるための滞在であると認められた場合は、3年以下の懲役もしくは禁錮、又は300万円以下の罰金
 - ・ 「もっぱら」とは認められない場合は、1年以下の懲役もしくは禁錮、又は200万円以下の罰金

- ◆資格外活動許可を取っていた場合でも…
 - ・ 許可された時間を超えてアルバイトをしたり、禁止されている場所(注)でアルバイトをした場合は、3年以下の懲役もしくは禁錮、又は300万円以下の罰金

禁錮以上の刑を受けたら退去強制となります。摘発されて処罰されなかったとしても次回の在留期間更新が不許可になる可能性が高くなります。

(注)アルバイトが禁止されている場所
風俗営業や性風俗特殊営業が行われている場所では、いかなる種類のアルバイト(清掃、受付業務、店のティッシュ配り、皿洗い等)も禁止されています。

風俗営業	キャバレー・料亭・ディスコ・クラブ・パチンコ店・ゲームセンター等
性風俗特殊営業	風俗エステ・ソープランド・ファッションヘルス・ストリップ劇場・ラブホテル・アダルトショップ・アダルト画像送信等